

社会保険等に参加しましょう

～みんなで取り組む保険加入～

建設労働者の処遇を向上し、建設産業を魅力ある職場とするために、行政、元請企業、下請企業など関係者が一体となった社会保険加入徹底に向けた取り組みを平成24年度より開始しています。

【社会保険料等の確保】

建設業界においては、社会保険料等を明示した標準見積書による法定福利費の確保に向けた取り組みが進められています。

発注者及び受注者は、見積時から法定福利費を必要経費として適正に考慮する必要があり、建設業法第19条の3に規定する「通常必要と認められる原価」に含まれるべきものです。

(裏面「建設業法令遵守ガイドライン」-抜粋-参照)

元請企業は、下請指導ガイドラインに基づき、下請企業に対する周知啓発・加入状況の確認・未加入の場合の加入指導を行う努力義務があります。

もし、下請企業が指導しても未加入を継続している場合は、建設業課調査指導グループ(045-285-4245)に情報提供をお願いします。

社会保険等未加入に対する取組

実施項目	実施内容
経営事項審査の厳格化	経営事項審査において、保険関係の審査項目の区分の見直し（①雇用保険、②健康保険、③厚生年金保険）及び未加入の場合の減点幅拡大により、未加入業者に対する評価の厳格化を図ります。
建設業許可・更新時の加入状況確認	建設業許可・更新の申請時の添付書類に社会保険加入状況を記載した書面を追加し、加入状況を確認します。
未加入業者の社会保険担当部局への通知	申請時に未加入が確認された場合は社会保険担当部局へ通知となります。

加入手続きは、

労働保険 : 労働基準監督署、公共職業安定所
健康保険、厚生年金保険 : 年金事務所

で行っておりますので、未加入の場合は、速やかにご相談ください。

「建設業法令遵守ガイドライン」-抜粋-

社会保険や労働保険は労働者が安心して働くために必要な制度である。このため、社会保険、労働保険は強制加入の方式がとられている。

健康保険と厚生年金保険については、法人の場合にはすべての事業所について、個人経営の場合でも常時5人以上の従業員を使用する限り、必ず加入手続を行わなければならない。また、雇用保険については建設事業主の場合、個人経営か法人かにかかわらず、労働者を1人でも雇用する限り、必ず加入手続をとらなければならない。

これらの保険料は、建設業者が義務的に負担しなければならない法定福利費であり、建設業法第19条の3に規定する「通常必要と認められる原価」に含まれるものである。

このため、元請負人及び下請負人は見積時から法定福利費を必要経費として適正に確保する必要がある。

建設業者は、建設業法第20条第1項において、建設工事の経費の内訳を明らかにして見積りを行うよう努めなければならないこととされている。このため、下請負人は、自ら負担しなければならない法定福利費を適正に見積もり、標準見積書の活用等により法定福利費相当額を内訳明示すべきであり、下請負人の見積書に法定福利費相当額が明示されているにもかかわらず、元請負人がこれを尊重せず、法定福利費相当額を一方向的に削減したり、法定福利費相当額を含めない金額で建設工事の請負契約を締結し、その結果「通常必要と認められる原価」に満たない金額となる場合には、当該元請下請間の取引依存度等によっては、建設業法第19条の3の不当に低い請負代金の禁止に違反するおそれがある。

また、社会保険・労働保険への加入は法律で義務づけられているので、保険未加入業者は、その情状によっては、建設業法第28条第1項第3号の「その業務に関し他の法令に違反し、建設業者として不相当」に該当するおそれがある